



# 第2期広島県国民健康保険 運営方針素案の概要

---

令和5年1月11日

広島県国民健康保険課



## 第2期広島県国民健康保険運営方針の構成

# 第2期広島県国民健康保険運営方針の構成

記載事項	概要
第1 基本的事項	○策定の目的 ○根拠規定 ○対象期間 ○本方針の策定に当たっての基本的な考え方 ○PDCAサイクルの実施
第2 市町国保の医療に要する費用及び財政の見通し【義務】	○県内市町国保の概要 ○医療費の動向と将来の見通し ○財政収支の改善に係る基本的な考え方 ○赤字解消・削減の取組 ○財政安定化基金の運用
第3 事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定方法並びにその水準の平準化に関する事項【義務】	○現状 ○保険料水準の統一に係る基本的な考え方 ○事業費納付金の算定方法 ○市町村標準保険料率の算定方法
第4 市町における保険料(税)の徴収の適正な実施に関する事項【義務】	○現状 ○収納対策
第5 市町における保険給付の適正な実施に関する事項【義務】	○現状 ○保険給付費の支給の適正化に関する事項 ○都道府県による保険給付の点検、事後調整
第6 医療費の適正化の取組に関する事項【義務】	○現状 ○医療費の適正化に向けた取組 ○医療費適正化計画との関係
第7 市町が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項【義務】	○保険者事務などの共同実施の取組 ○県による審査支払機関への直接支払
第8 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項【任意】	○保健・介護・福祉分野などの諸施策との連携
第9 施策の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整に関する事項【任意】	○「広島県国民健康保険連携会議」の設置

(注)事項名に付している【義務】及び【任意】は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条の2第2項及び第3項に規定されている運営方針への記載の必要度合いを表す。

## 第2期広島県国民健康保険運営方針素案の概要

# 第1 基本的事項

## 策定の目的

- 県による国民健康保険の安定的な財政運営
- 市町の国保事業の広域的及び効率的な運営の推進

## 根拠規定

- ・ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条の2

## 対象期間

- ・ 令和6～11年度(6年間)
- ・ 令和8年度に中間評価を実施、必要に応じて見直し

## 策定に当たっての基本的な考え方

- 身近な地域で質の高い医療サービスが受けられる効率的な医療提供体制の実現に努めるとともに、県民である被保険者が負担能力(所得水準)に応じて保険料(税)を負担する、市町の垣根を越えた、より大きな器の中で運営される公平な医療保険制度を目指す。

## PDCAサイクルの実施

- 県と市町の協議の場である「広島県国民健康保険連携会議」において、具体的な目標指標を定め、毎年度、施策の実施状況を評価

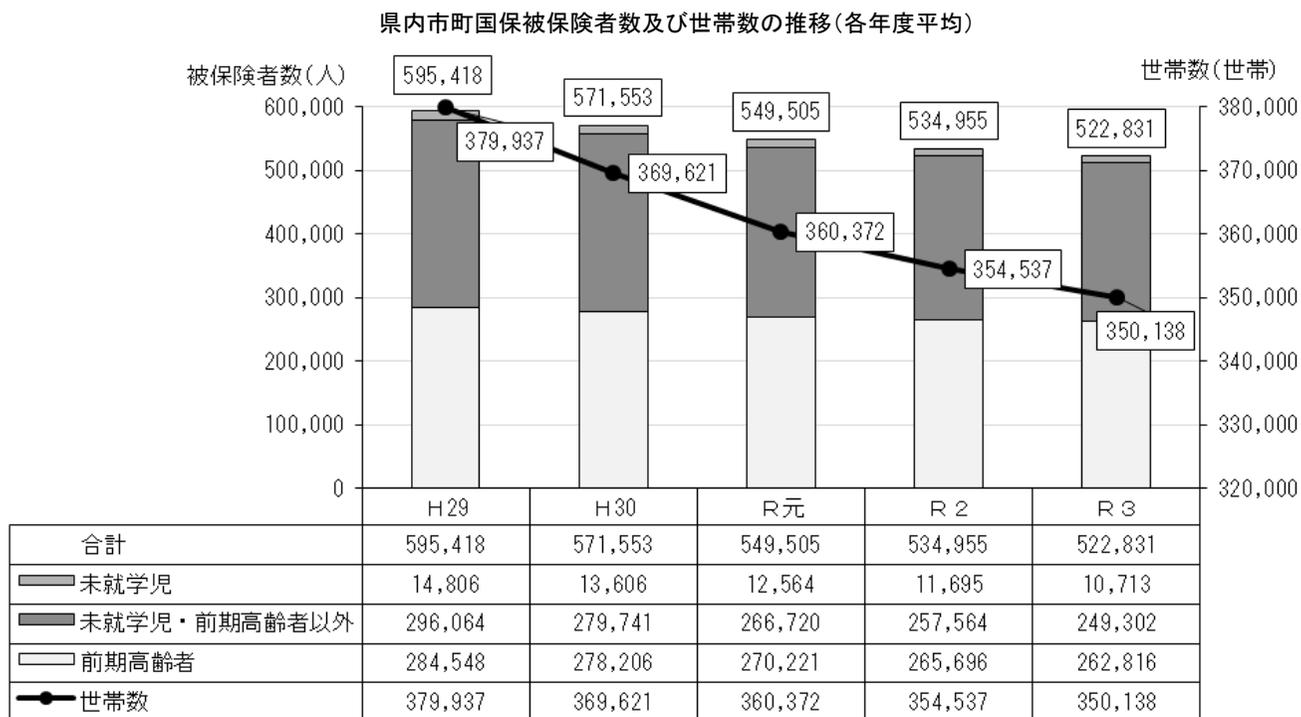
# 第1 基本的事項【施策目標】

施策内容	目標	具体的な取組
保険料率の平準化	・将来的な完全統一保険料率の実現に向けた取組の推進	・収納率の市町間の均一化 ・完全統一保険料の実現に向けた実務的整理
医療費の適正化	・データヘルス計画に基づく取組の推進や、医療費適正化計画等に基づく取組との連携を通じた、医療費の適正化の推進	・PDCAサイクルに沿った効果的・効率的な保健事業等の推進
保険料(税)徴収の適正化	・高水準で均一化した収納率の実現	・口座振替の原則化 ・新たな徴収対策事務の標準化
財政収支の改善	・赤字(決算補填等目的の法定外一般会計繰入)の削減・解消 ・安定的な国保制度の運営に向けた取組の推進	・赤字削減・解消計画の策定、実施
保険事務の効率化	・標準化が実施できていない市町事務の実施に向けた具体的検討	・事務の標準化に向けた検討

## 第2 市町国保の医療に要する費用及び財政の見通し①

### 1 県内市町国保の概要

- ・県内市町国保の被保険者数は、522,831人(令和3年度平均)で、そのうち262,816人は前期高齢者となっている。
- ・県内市町国保の被保険者の世帯は350,138世帯(令和3年度平均)となっている。



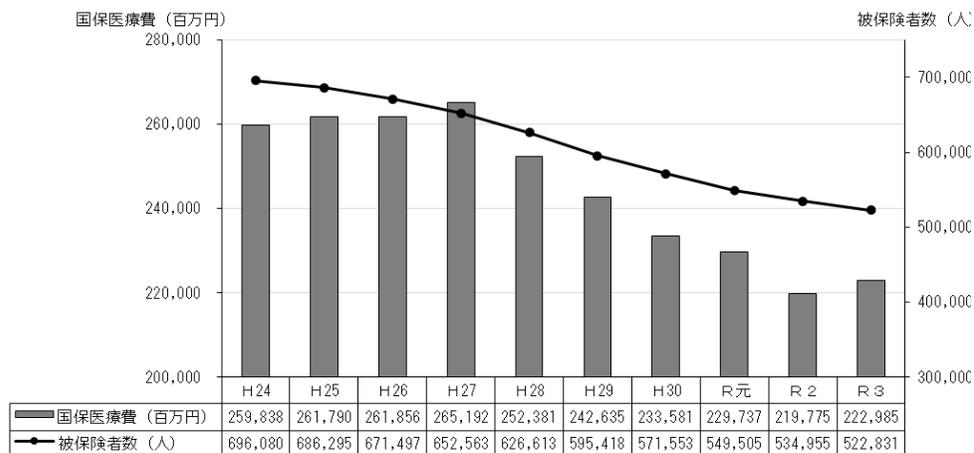
出典：厚生労働省「国民健康保険事業年報」

# 第2 市町国保の医療に要する費用及び財政の見通し

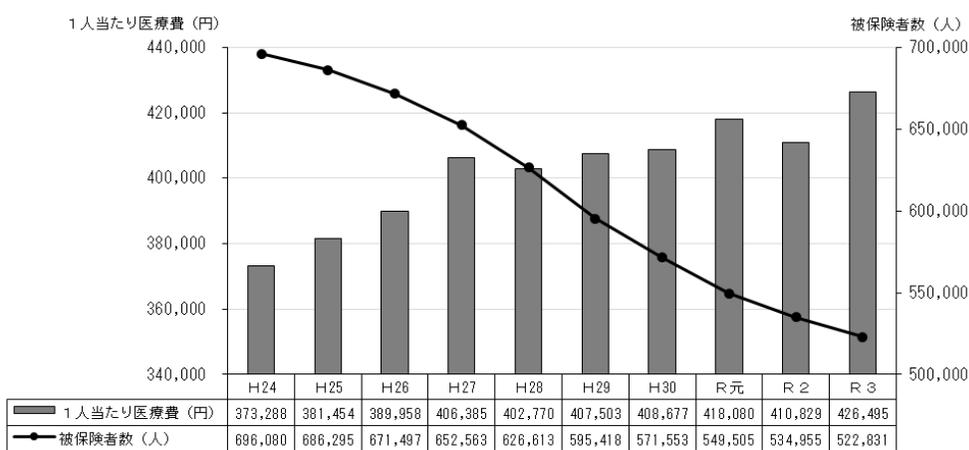
## 2 医療費の動向と将来の見通し

- ・県内市町国保医療費は、被保険者数の推移とともに平成27年度をピークに減少傾向にあり、令和3年度は約2,229億円となっている。
- ・令和3年度の県内市町国保の1人当たり医療費は426,495円で、前年度と比較して、15,666円、3.8%増加している。

県内市町国保医療費と被保険者数の推移



県内市町国保1人当たり医療費と被保険者数の推移



出典：厚生労働省「国民健康保険事業年報」

## 第2 市町国保の医療に要する費用及び財政の見通し

### 3 財政収支の改善に係る基本的な考え方①

- ・令和3年度決算では、市町国保特別会計における財政調整基金の残高は約120億円となっている。
- ・決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入を行っている市町はない。

県内市町国保特別会計における財政調整基金及び法定外一般会計繰入金の状況(年度別、市町別)

区分	財政調整基金	法定外一般会計繰入金		
		決算補填等目的のもの	決算補填等目的以外のもの	計
平成29年度	11,245,190	1,074,252	▲ 1,327,087	▲ 252,835
平成30年度	12,545,462	2,208,350	580,506	2,788,856
令和元年度	10,938,811	999,673	782,590	1,782,263
令和2年度	10,612,838	259,479	123,969	383,448
令和3年度	12,034,167	0	350,583	350,583
広島市	0	0	0	0
呉市	2,293,640	0	0	0
竹原市	435,603	0	0	0
三原市	550,749	0	29,998	29,998
尾道市	790,058	0	38,147	38,147
福山市	2,067,513	0	98,861	98,861
府中市	566,556	0	0	0
三次市	233,301	0	17,571	17,571
庄原市	432,357	0	38,353	38,353
大竹市	160,499	0	230	230
府中町	88,766	0	17,239	17,239
海田町	166,379	0	6,813	6,813
熊野町	259,462	0	3,857	3,857
坂町	0	0	3,834	3,834
江田島市	70,030	0	0	0
廿日市市	588,121	0	33,518	33,518
安芸太田町	240,708	0	25,487	25,487
北広島町	223,266	0	4,649	4,649
安芸高田市	700,572	0	0	0
東広島市	1,499,464	0	27,013	27,013
大崎上島町	76,875	0	0	0
世羅町	299,997	0	5,014	5,014
神石高原町	290,251	0	0	0

出典:厚生労働省「国民健康保険事業年報」

## 第2 市町国保の医療に要する費用及び財政の見通し

### 3 財政収支の改善に係る基本的な考え方②

・令和4年度県国保特別会計の決算額は、**歳入が約2,410億円、歳出が約2,352億円**となっており、約58億円を翌年度に繰り越している。

県国保特別会計の財政規模(令和4(2022)年度決算ベース)

(単位:千円)

県国保特別会計					
歳入(国民健康保険事業費収入)		計	歳出(国民健康保険事業費)		計
分担金及び負担金	負担金(事業費納付金)	65,535,675	総務費	総務管理費	4,865
国庫支出金	国庫負担金	44,885,395		運営協議会費	200
	国庫補助金	19,920,507	保険給付費等交付金	普通交付金	185,221,310
療養給付費等交付金		0		特別交付金	4,775,712
前期高齢者交付金		85,868,302	後期高齢者支援金等		30,333,530
共同事業交付金		248,043	前期高齢者納付金等		81,174
財産収入		521	介護納付金		11,232,931
繰入金	一般会計繰入金	14,018,652	病床転換支援金等		105
	基金繰入金	20,952	共同事業拠出金		273,181
前年度繰越金		10,133,465	保健事業費		61,426
諸収入	雑入	380,202	基金積立金		521
合計		241,011,714	諸支出金	償還金及び還付加算金	3,125,644
			繰出金	一般会計繰出金	87,747
			予備費		0
			合計		235,198,346

翌年度繰越額(歳入決算額－歳出決算額)	5,813,368
---------------------	-----------

出典:広島県

## 第2 市町国保の医療に要する費用及び財政の見通し

### 4 赤字解消・削減の取組

#### 赤字の定義

- ・市町が解消・削減すべき赤字額とは、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入額」と「繰上充用金の増加額(決算補填等目的のものに限る)」の合算額。
- ・このうち、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入額」とは、次のものを指す。

分類	目的
保険者(市町)の政策によるもの	・保険料(税)の負担緩和を図るため ・任意給付に充てるため
過年度の赤字によるもの	・累積赤字補填のため ・公債費、借入金利息

#### 赤字解消・削減計画

- ・ 令和5年度をもって、全市町の計画が解消される予定。
- ・ 決算において赤字が発生した市町であって、発生した年度の翌々年度までにその解消が見込まれない市町については、国通知に基づき、赤字削減・解消計画書を策定する。
- ・ 今後、赤字削減・解消計画の策定が必要となった場合には、計画及び取組状況は、連携会議に報告し、その結果を公表する。

# 第3 事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定方法及び その水準の平準化に関する事項

**調整中**

(第3回運営協議会において、詳細をお示しする予定。)

# 第4 市町における保険料(税)の徴収の適正な実施に関する事項

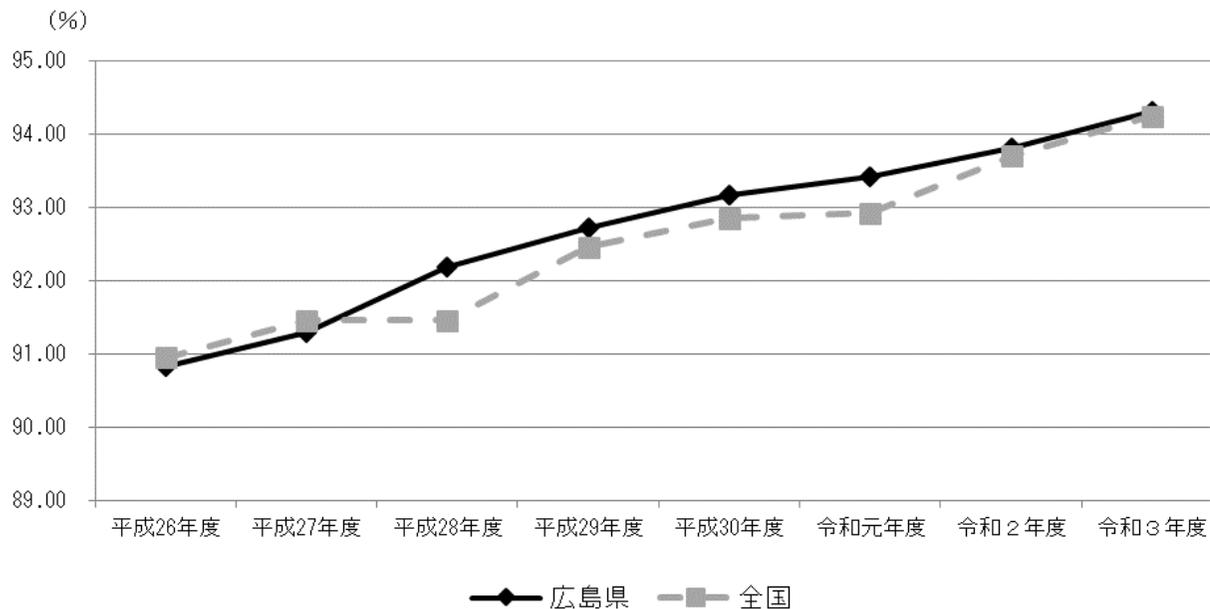
## 1 収納率の推移

・県内市町の平均収納率は、年々上昇しており、平成28年度以降の収納率は全国平均を上回っている。

市町村国保の収納率推移(現年度分)

(単位：%)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
広島県	90.82	91.29	92.18	92.71	93.16	93.41	93.81	94.30
増減差	0.61	0.47	0.89	0.53	0.45	0.25	0.40	0.49
全国	90.95	91.45	91.45	92.45	92.85	92.92	93.69	94.24
増減差	0.53	0.50	0.00	1.00	0.40	0.07	0.77	0.55



出典：厚生労働省「国民健康保険事業年報」

## 2 収納率目標

- ・現年度分の収納率について、保険者規模による収納率の差を考慮した保険者規模別の目標を設定する。
- ・保険者規模の区分及び収納率については、令和6年度保険者努力支援制度の評価指標として設定されている令和4年度の市町村規模別の全自治体上位3割に当たる収納率(現年分)を準用する。

収納率目標

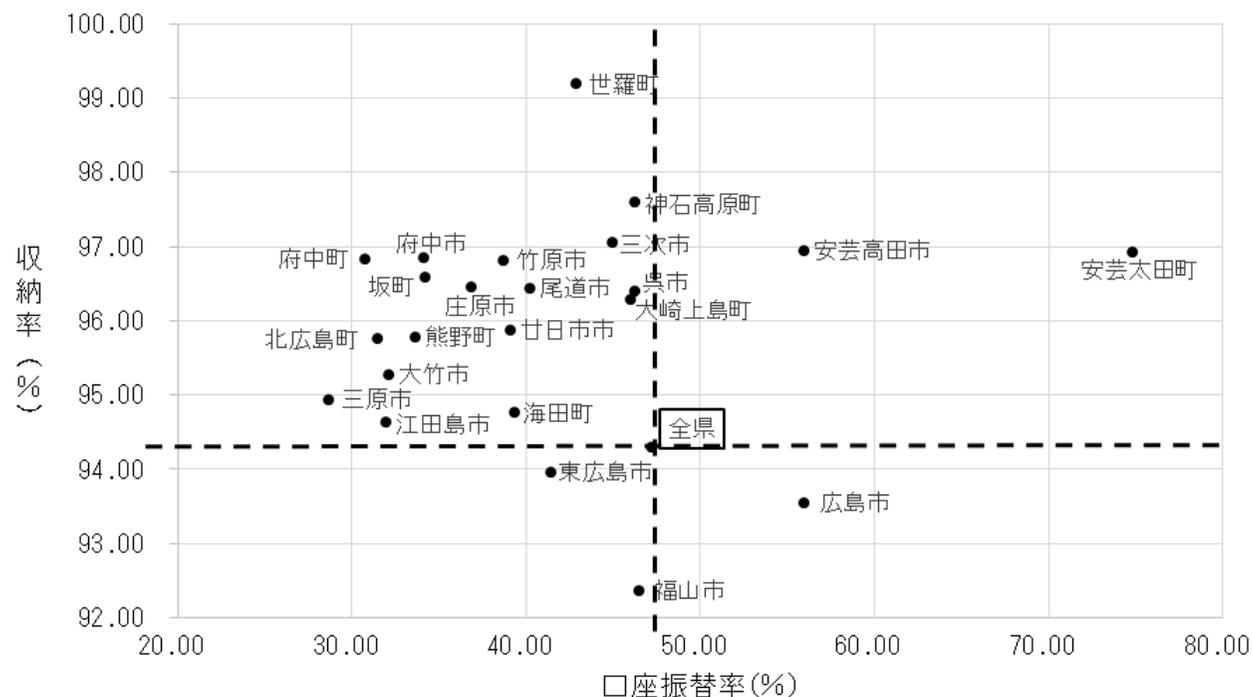
被保険者数	収納率
10万人以上	94.59%
5万人以上～10万人未満	94.29%
1万人以上～5万人未満	96.02%
3千人以上～1万人未満	96.96%
3千人未満	98.68%

# 第4 市町における保険料(税)の徴収の適正な実施に関する事項

## 3 収納対策の取組

- ・口座振替を原則とし、事務を標準化する。

県内市町国保の口座振替率と収納率の関係(令和3年度)



出典:厚生労働省「国民健康保険事業の実施状況報告」

## 第5 市町における保険給付の適正な実施に関する事項

### 保険給付の支給の適正化

#### 第三者行為求償事務

- ・県は、第三者行為求償事務に関する技術的助言を行うアドバイザーの市町への派遣や、市町に対する定期的・計画的な指導・助言の実施に向けて取組を進める。
- ・市町は、連携会議等を活用して市町間の情報共有を行いながら、第三者行為求償事務の取組強化に資する取組を引き続き行う。

#### 海外療養費事務

- ・翻訳・診療内容審査などの市町事務を効率化するとともに、専門性の高い事務についてはノウハウを持っている国保連合会への委託を原則とする。

#### 柔道整復、はり・きゅう、あんま、 マッサージなど療養費の支給

- ・県は、市町事務を効率化するとともに、国の動向を踏まえながら、疑義照会の手引きの作成や事務処理の標準化を行う。

### 都道府県による保険給付の点検・事後調整（高額療養費に多数回該当の取扱いに関する事項）

- ・県単位化後、高額療養費の多数回該当は、県内市町間の住所の異動があっても通算できる制度となったため、世帯の継続性に関する判定、高額療養費の計算方法や申請勧奨事務に関する取組を標準化する。

## 第6 医療費の適正化の取組に関する事項

### 基本的な考え方

- 将来にわたって持続可能な制度とするため、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業等の実施
- 市町：国保連合会と連携し、地域の実情を踏まえた、医療費適正化対策等の取組の推進
- 県：市町の保健事業等への支援、事務の標準化、情報提供を通じた好事例の横展開等の取組の推進

### 保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づく取組の推進等

データヘルス計画の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>• 市町は、PDCAサイクルに沿った事業の展開、国交付金等を積極的に活用した事業を実施(計画については、必要に応じ、中間年度における見直し等を検討)</li><li>• 県は、国保連合会や保険者協議会等と連携の上、計画の策定・見直しの支援、計画の標準化に向けた共通の記載項目・評価指標の設定等を支援</li></ul>
特定健康診査・特定保健指導	<ul style="list-style-type: none"><li>• 関係機関と連携した各種広報や、個別の受診勧奨等、周知・啓発の実施</li><li>• 県は、ICTを活用した申込受付システムの導入を通じた利便性の向上及び市町の業務効率化等、受診・利用促進を図るとともに、市町においては、特定健康診査等実施計画の見直しや、地域の実情を考慮した取組の実施</li></ul>
その他保健事業	<ul style="list-style-type: none"><li>• 後発医薬品の普及啓発に向けた差額通知や、被保険者へのコスト意識高揚等を図るための医療費通知について、全市町と統一した回数により実施</li><li>• レセプトデータ等を活用した効果的かつ効率的な糖尿病重症化予防事業の実施、重複・頻回受診や重複・多剤投薬等について、保健指導や周知啓発等、地域の実情に応じた取組の推進</li></ul>
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	<ul style="list-style-type: none"><li>• 前期高齢者から後期高齢者まで保健事業が途切れることなく実施でき、また、介護保険の地域支援事業との一体的実施により相乗効果が図られるよう、市町担当部署や国保連合会及び後期高齢者医療広域連合、地域の関係機関等との連携を推進</li></ul>

# 第7 市町が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

## 基本的な考え方

- 市町が担う被保険者資格管理、保険給付、保険料(税)の賦課徴収及び保健事業等の保険者業務について、県と市町は、市町が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進するとともに、新たに発生する事務の国保連合会への委託について、連携会議において検討のうえ、実施する。

## 保険者事務

- 保険料(税)等の減免基準統一に向けたマニュアル等の作成
- 被保険者証の廃止に伴う対応
- 広報業務など

## 医療費適正化

- 「医療費通知」や「後発医薬品差額通知」について、統一した通知回数による実施
- 特定健康診査・特定保健指導の受診率向上に向けて、既に国保連合会により共同実施している研修会や受診勧奨、周知啓発等の業務もあわせ、より効果的な取組につながるよう実施
- 保健事業の実施に当たっては、その財源を確保するとともに、被保険者の保険料負担の軽減を図るため、保健事業の財源として、国交付金等の更なる獲得とその活用を推進

## 収納対策

- 収納担当職員への研修を県の税務部門との連携によって拡充(平成29年度から開始済み)

# 第8 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項



## 健康ひろしま21(第3次)

計画期間：令和6(2024)～17(2035)年度  
策定根拠：健康増進法(平成14(2002)年法律第103号)第8条

## 第8次広島県保健医療計画(広島県医療費適正化計画・がん対策推進計画等を含む。)

計画期間：令和6(2024)～11(2029)年度  
策定根拠：医療法(昭和23(1948)年法律第205号)第30条の4、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57(1982)年法律第80号)第9条、がん対策基本法(平成18(2006)年法律第98号)第12条等

## 第9期ひろしま高齢者プラン(広島県老人福祉計画・介護保険事業支援計画・介護給付適正化計画)

計画期間：令和6(2024)～8(2026)年度  
策定根拠：老人福祉法(昭和38(1963)年法律第133号)第20条の9及び介護保険法(平成9(1997)年法律第123号)第118条

## ひろしま子供の未来応援プラン(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

計画期間：令和2(2020)～6(2024)年度  
策定根拠：子ども・子育て支援法(平成24(2012)年法律第65号)第62条

## 第5次広島県障害者プラン(広島県障害福祉計画等を含む。)

計画期間：令和6(2024)～11(2029)年度  
策定根拠：障害者基本法(昭和45(1970)年法律第84号)第11条第2項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17(2005)年法律第123号)第89条等

## 第9 施策の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整に関する事項

### 広島県国民健康保険連携会議

#### 《構成》

- ・県及び市町の国民健康保険主管課長
- ・広島県国民健康保険団体連合会総務課長



### 検討チーム(テーマ別に編成)

#### 《構成》

- ・県及び市町の国民健康保険主管課実務担当者など



元気、  
美味しい、  
暮らしやすい  
ENERGY OF PEACE  
ひろしま

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>